

群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030(別冊)

促進区域の設定に関する基準

令和5年12月

群 馬 県

1. 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)が改正され、国は、地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域との円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業制度を創設しました。

これにより、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、地域脱炭素化促進事業の目標、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされました。

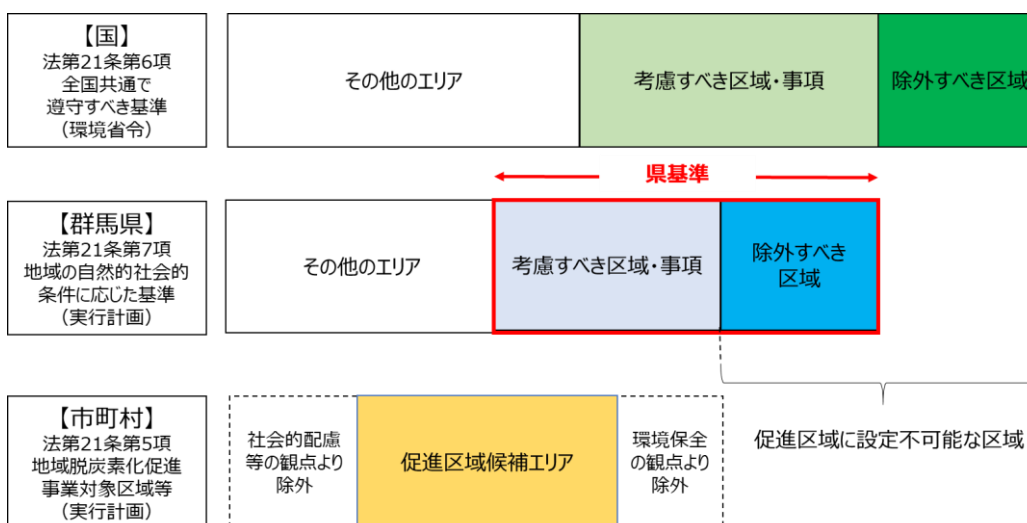
また、都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができることとされました。

これを受け、群馬県は、群馬県地球温暖化対策実行計画に掲げる再生可能エネルギー導入目標の達成に向けて、地域と調和した再生可能エネルギーの利活用を促進するため、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域脱炭素化促進事業が推進できるよう、促進区域の設定に関する基準を定めます。

2. 基準の位置づけ

本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準です。

市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・県の基準に基づき、環境保全の観点及び社会的配慮の観点を考慮しながら促進区域等を設定します。



3. 基準の対象

(1)対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

太陽光発電施設

(2)対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根に、太陽光を電気に変換する設備(いわゆる「太陽光パネル」をいう。)を設置するもの。

※ただし、国の基準は適用。

<参考:国の基準>

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外すべき区域)	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立・国定公園の 特別保護地区 海域公園地区 第1種特別地域(①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区の管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

考慮すべき区域・事項※		
区域	国立公園、国定公園(①以外)	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
事項	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	騒音その他生活環境への支障	-

※区域:促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要
事項:促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要

4. 基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域(除外すべき区域)

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則(平成11年総理府令第31号。(以下「省令」という。))第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと思われる区域」は次のとおりです。市町村は、次に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

促進区域に含めることが適切でないと思われる区域(除外すべき区域)

環境配慮事項	区域名	根拠となる法令・条例等
土地の安定性への影響	保安林	森林法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	河川区域	河川法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区(※)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保全地区(※)	群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	生息地等保護区(※)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保全地区(※)	群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	国が指定する特別天然記念物カモシカの保護地域	文化財保護法
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
地域を特徴づける生態系への影響	群馬県自然環境保全地域	群馬県自然環境保全条例
	群馬県緑地環境保全地域	

主要な眺望点及び 景観資源並び に主要な眺望景 観への影響	国立・国定公園の 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	自然公園法
	県立公園のうち赤城、榛名、妙義	群馬県立公園条例
	世界文化遺産の資産及びその緩 衝地帯	世界遺産条約
	重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法
	重要文化的景観地区	群馬県文化財保護条例
	指定有形文化財 登録有形文化財 指定有形民俗文化財 登録有形民俗文化財	
その他	要措置区域	土壌汚染対策法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律 農地法
	甲種農地	
	第一種農地	
	史跡・名勝・天然記念物の指定地 区	文化財保護法 群馬県文化財保護条例

(※)は策定時点において、県内での指定なし

(2)促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

省令第5条の4第2項第2号に規定する「環境配慮事項」は別表のとおりです。市町村は、促進区域の設定にあたり、表中の「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて、必要な情報を収集し、検討を行う必要があります。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置などが講じられるよう、「地域の環境の保全のための取組」に必要な取組を位置づけることが必要です。

5. 基準の見直し

この基準は、省令第5条の6第5項の規定により、本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件を勘案しつつ、必要があると認められるときは、適宜見直しを行うものとします。

【別表】促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 促進区域の設定にあたって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の分布状況 ・保全対象施設（学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有無）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等）の分布状況 ・騒音規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づく騒音の規制基準 ・騒音に係る環境基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・関係部局が示す情報 ・住宅地図 ・群馬県総合教育センターHP 	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域の設定にあたっては、住宅や保全対象施設が近隣に立地し、騒音に関する影響が懸念される場合は、騒音の予測計算を行う等の方法で環境に影響がないことを確認すること。 ・事業の実施にあたっては、次の事項に配慮し、騒音に係る苦情が発生しないよう留意すること。 ①パワーコンディショナ、送風機等の騒音が発生する装置の設置について、住宅や保全対象施設との離隔距離を十分に確保し、必要に応じて、キュービクル等に収納する、防音壁を設置するなど適切な防音対策を講じること。 ②施設建設時において、工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に係る騒音を可能な範囲で回避又は低減するよう努めること。 ③騒音の発生について、地域住民等に十分に説明し、理解を得ること。
水の濁りによる影響	群馬県水源地域における地域森林計画対象森林の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画対象森林：マッピングぐんま ・群馬県水源地域：県HP 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の検討にあたっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。 ・伐採・伐根を伴う造成工事を行う場合、植物又は構造物で法面を被覆するなど、地表を流れる雨水による浸食を防ぐ対策を検討し、実施すること。
	農業振興上支障がないか（農業用排水施設の機能に支障がないか）	関係機関、県農政部局、関係市町村、土地改良区、水利組合に聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を踏まえて必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。 ・沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
	農業用ため池の利水のための管理や日常の維持管理、営農に支障がないか	関係機関、県農政部局、関係市町村、土地改良区、水利組合、ため池管理者に聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。 ・沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。 ・ため池の保全に備えた適正な事業計画にすること。
土地の安定性への影響	地域森林計画対象森林の分布状況	マッピングぐんま	<ul style="list-style-type: none"> ・発電施設周辺部に相当程度面積の森林の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。 ・土砂の流出又は崩壊その他災害防止の観点から、開発行為が現地地形に沿って行われ、盛土・切土による土砂の移動量が必要最小限であることを原則とした上で、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。 ・伐採・伐根を伴う造成工事を行う場合、植物又は構造物で法面を被覆するなど、地表を流れる雨水による浸食を防ぐ対策を検討し、実施すること。
	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の指定の有無	マッピングぐんま	土砂の流出又は崩壊その他災害防止の観点から、崩壊の危険性の高い不安定な層を排除した上で、適切な防災施設を確実に設置すること。

促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 促進区域の設定にあたって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置
	収集すべき情報	収集方法	
土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域の指定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP「土砂災害警戒区域指定状況」 ・マッピングぐんま ・県土木事務所の公示図書 	(促進区域に当該区域を含む場合) 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。
	河川保全区域の指定の有無	河川管理者に聴取	河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。
	洪水浸水想定区域の指定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省：洪水浸水想定区域図、ハザードマップポータルサイト ・群馬県：県HP「洪水浸水想定区域図」、かわみるぐんま、マッピングぐんま ・各市町村が作成するハザードマップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質変更に伴う雨水流出量の増加がある場合には、法令に従い適切な流出抑制対策や排水施設の整備等を実施すること。 ・浸水が想定される区域である場合は、想定される浸水深に応じて電気設備等の浸水リスクの回避を検討すること。
	特定都市河川流域の指定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP ・県河川担当部局に聴取 	特定都市河川流域に指定されている場合には、一定規模以上の雨水浸透阻害行為（建築物の新設、舗装、地盤の締固など）を行う際に、雨水貯留浸透施設の整備といった流出抑制対策が義務づけられることから、法令に従い許可を受けること。
	貯留機能保全区域の指定の有無（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP ・県河川担当部局に聴取 	特定都市河川の貯留機能保全区域に指定されている場合、盛土や塀の設置などの貯留機能を阻害する恐れのある行為を行う際には、法令に従い届出を行うこと。
	浸水被害防止区域の指定の有無（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP ・県河川担当部局に聴取 	特定都市河川の浸水被害防止区域に指定されている場合には、開発行為や建築行為に対する制限がかかることから、法令に従い許可を受けること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等工事規制区域の指定の有無 ・特定盛土等規制区域の指定の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP ・県盛土等担当部局に聴取 	事業区域が規制区域に該当し、事業実施に伴い盛土、切土を伴う場合には、法令等で定められる基準を確実に遵守し、災害を防止するために必要な措置を講じること。 ※盛土規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」は、令和7年度に指定予定。指定前においては、宅地造成等規制法に基づき指定された「宅地造成工事規制区域」を確認すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の将来の事業実施の有無 ・農業用ため池のハザードマップ 	県農政部局に聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、防災工事等の集中的かつ計画的な推進にとりくんでいるため、防災重点農業用ため池については、事前に将来の事業計画について確認すること。 ・施設を設置する際は、アンカー等の支持物が所要の安定性を満足するよう必要な措置を講じること。 ・決壊した場合に流出したパネル等の速やかな回収ができるように影響範囲を把握しておくこと。
	防災重点農業用ため池の指定の有無	県HP「ため池の防災減災対策」	事業実施に当たっては、事前に対象となるため池が「防災重点農業用ため池」に指定されているか確認するとともに、指定されている場合は法令に基づき手続を行うこと。

促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 促進区域の設定にあたって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置
	収集すべき情報	収集方法	
反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の分布状況 ・保全対象施設（学校、保育所、病院及び診療所（入院施設の有無）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等）の分布状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・関係部局が示す情報 ・住宅地図 ・群馬県総合教育センターHP 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓に反射光が差し込むなど、住宅や保全対象施設への影響が懸念される場合は、反射光の原因となるアレイについて、向きを調整、可能な場合は配置を調整して、影響が軽減されるように対策を講じること。 ・住宅や保全対象施設との境界部にフェンスを設置したり、植栽を施すなど必要な措置を講じること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	環境省レッドリスト	地方環境事務所に聴取	事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。
	県レッドリスト	県環境部局に聴取	
	国内希少野生植物種の生育状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・地方環境事務所に聴取 	希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。事業区域に含める場合は、当該種の生育・生息環境に極力影響を及ぼさないように配慮すること。
	特定県内希少野生植物種の生育状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP「特定県内希少野生動植物種」 ・県環境部局に聴取 	
	植生自然度の高い地域	EADAS	
	特定植物群落	EADAS	当該地の改変を避けた事業計画にすること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	環境省レッドリスト	地方環境事務所に聴取	事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。
	県レッドリスト	県環境部局に聴取	
	国内希少野生動物種の生息状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 ・地方環境事務所に聴取 	希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。事業区域に含める場合は、当該種の生育・生息環境に極力影響を及ぼさないように配慮すること。
	特定県内希少野生動物種の生息状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP「特定県内希少野生動植物種」 ・県環境部局に聴取 	
地域を特徴づける生態系への影響	自然再生の対象となる区域	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・多々良沼・城沼自然再生協議会に聴取 	事業の実施にあたって、必要な措置を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について多々良沼・城沼自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示すこと。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・重要里地里山（生物多様性保全上重要な里地里山） ・重要湿地（生物多様性の観点から重要度の高い湿地） 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地方環境事務所に聴取 	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示すこと。

促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定にあたって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 促進区域の設定にあたって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置
	収集すべき情報	収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立・国定公園の普通地域の指定の有無	・EADAS ・県環境部局に聴取	(促進区域に当該区域を含む場合) 当該区域を事業区域に含める場合は、事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とするなど、景観に配慮した措置を講ずること。
	世界遺産の遺産影響評価で設定する視点場及び移動視点場、並びにそれぞれの視点場からの景観の状況	県世界遺産担当部局に聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講ずること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において、特に配慮が必要となる世界遺産の視点場及び移動視点場からの景観の状況とその保全に必要な措置について、県世界遺産担当部局に聴取し、促進区域と併せて示す。
	重要文化的景観の選定の有無	・文化庁HP「文化的景観」 ・県HP「群馬の文化財」 ・各市町村文化財担当部局等へ確認 ・県文化財担当部局に聴取	・事業の実施に先立ち、景観への影響を確認し、重要文化的景観を損なうことがないよう必要な措置を講ずること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所について、重要文化的景観の影響の有無とその保全に必要な措置について、当該市町村の文化財担当部局を通じて、県文化財担当部局と事前協議すること。
	風致地区の指定の有無	・群馬県HP「風致地区制度」、「特別緑地保全地区制度」 ・各市町村HP ・各市町村担当部局等へ確認	・当該区域において事業を実施する場合、各市町村の条例に基づく事前の許可が必要か否かを確認すること。 ・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講ずること。
	特別緑地保全地区の指定の有無		
歴史的風致維持向上計画で定める重点区域の指定の有無			
その他	形質変更時要届出区域の指定の有無	・県環境部局に聴取 ・群馬県HP「土壤汚染対策法に基づく区域指定状況」	形質変更時要届出区域内においては、土地の形質の変更に着手する前に、土壤汚染対策法の定めに従い届出等を行うこと。
	周知の埋蔵文化財包蔵地の状況	・各市町村文化財担当部局等へ確認 ・マッピングぐんま	事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合には、文化財保護法により協議を実施し、必要な保護措置を実施すること。

(※)は策定時点において、県内での指定なし